

令和4年度第7回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和4年11月4日（金）午後1時30分～午後3時35分

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（6名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（4名）

企画総務局 公文書館長、主幹（事）主任、主事2名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う広島市の個人情報保護制度の見直し等の対応について（答申案）

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

(1) 議事次第

(2) 答申案（骨子）

(3) 答申（素案）

8 議事概要

(1) 適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等

ア 答申（素案）を基に、適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔松田委員〕 4(2)アにおいて「適正管理のための体制及び委託等に伴う措置及び従事者の義務について」と「及び」が2回出てくる。

〔事務局〕 修正する。

〔日山委員〕漏えい等について、本人への通知義務が課されることになるが、この通知についても、安全管理のための必要かつ適切な措置として個人情報情報の取扱いに係る管理体制について定める要綱に規定する予定か。

〔事務局〕その予定である。

(2) 開示請求

ア 答申（素案）を基に、開示請求について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔福永委員〕本人確認の仕方について、委任状等の必要な書類がそろっている場合にも、本人に電話確認を行う等、慎重に対応するのか。

〔事務局〕改正法及び政令において、詳細に本人確認の方法が定められており、これに従って本人確認を行うことになるが、必要に応じ本人に電話確認をする等、慎重に対応していく。

〔松田委員〕5(2)ア(4)において、「デジタル手続法」が突然出てくるが、これは略称を定めなくても、当然に通用するものという整理か。

〔事務局〕正式な法律名を記載することとする。

〔田邊委員〕現行条例には、開示できない理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を明らかにしなければならない旨の規定（現行条例第15条第6項）があるが、施行条例においてはどのようにするのか。

〔事務局〕利用者の利便性を低下させないという観点からは、施行条例にも同様に規定すべきとも考えたが、個人情報保護委員会が作成している条文イメージに同様の規定がないこと及び把握している限り現行制度下において当該規定を適用している例が存在せず利用者の利便性が低下するともいえないことから、施行条例には規定しないこととしたい。

〔田邊委員〕確かに、当該規定を適用するのはなかなか難しそうである。

〔事務局〕情報公開制度においては、まだ同趣旨の規定の適用は想定できるが、個人情報保護制度においては当該規定の適用は想定しがたい。

〔田邊委員〕承知した。

(3) 不開示情報

ア 答申（素案）を基に、不開示情報について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔日山委員〕6(2)アにおいて、「現行条例と改正法」の比較から始まっているにもかかわらず、3行目に「情報公開条例」が出てくるので、分かりにくい。

〔田邊委員〕現行条例と改正法の比較を行い、細かい点において差異はあるが各規定の適用や解釈運用により整合を図ることができるため、特段の規定を設ける必要はない旨を述べているので、3行目の「及び情報公開条例」を削れば良いと考える。

〔松田委員〕6(2)アの項目には「開示情報又は不開示情報」とあるが、「開示情報」について触れられていない。

〔事務局〕4行目の「不開示情報」の前に「開示情報及び」を挿入する。

- (4) 広島市の情報公開制度における、個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために必要な対応について
- ア 答申（素案）を基に、広島市の情報公開制度における、個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために必要な対応について、事務局から説明した（順番は前後するが、関係する部分であるため）。
- イ 意見交換
- 〔田邊委員〕 1 1 (2)アについて、方向性としては、情報公開条例の「公文書」の定義は、改正法の「地方公共団体等行政文書」と合わせるということでいいと考える（「図書館等」（情報公開条例の改正案第2条第2項第2号）に定義規定を置く必要があるか又は他の書き方はあるかについては要検討）。
- (5) 訂正、利用停止
- ア 答申（素案）を基に、訂正、利用停止について、事務局から説明した。
- イ 意見交換
- 〔福永委員〕 7 (2)イの1行目の「証明」は「説明」が正しいか。
- 〔事務局〕 「説明」が正しいので修正する。
- 〔松田委員〕 7 (2)アについて、対応する項目及び論点が5と同様であり、5 (2)アで記載したいことと重複していると思われる。
- 〔事務局〕 5 (2)アでまとめて記載することとする。
- 〔田邊委員〕 まとめ方としては、5 (2)ア ⑦の前に7 (2)アの内容を挿入するのが妥当であると考えている。
- (6) 個人情報ファイル簿、個人情報ファイルの目録
- ア 答申（素案）を基に、個人情報ファイル簿、個人情報ファイルの目録について、事務局から説明した。
- イ 意見交換
- 〔田邊委員〕 8 (2)アについて、4行目「規則等」となっている箇所は、審議票では「条例」となっていたが、「規則等」にしたのか。
- 〔事務局〕 修正が必要な際に柔軟に対応できるよう条例ではなく「規則等」にした。
- 〔松田委員〕 元々条例に規定してあったものであるが、規則等で規定しても問題ない事項ということか。
- 〔事務局〕 住民等に義務を課し、又は権利を制限するものではないため、条例に規定する必要はないと考える（地方自治法第14条第2項）。
- 〔田邊委員〕 規定内容からすると、要綱よりも規則になじむと思われるので、「規則等」の「等」は削るべきと考える。
- (7) 行政機関等匿名加工情報の提供
- ア 答申（素案）を基に、行政機関等匿名加工情報の提供について、事務局から説明した。
- イ 意見交換
- 〔日山委員〕 9 (2)アについて、2行目の「その分野」の「その」が指すものがない。

〔田邊委員〕提案の審査体制として、内部の職員のみの場合も有り得るのであれば、9(2)アの1行目の「外部専門家において審査する場合には」は削るべきである。

〔福永委員〕9(2)アの2行目の「会等」の「等」が気になる。会以外にないのではないか。

〔田邊委員〕9(2)アの一段落目については、「提案審査の体制については、当審査会ではなく、専門的知見を有するメンバーによる審査体制を作るべきである。」という表現で良いと考える。

〔片木委員〕9(2)アの二段落目については、事務対応ガイドの76ページを参考に書きぶりを整えるのが良いと考える。

〔事務局〕承知した。

(8) 審議会等の役割

ア 答申（素案）を基に、審議会等の役割について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕10(2)アは「改正法第129条の下においても、個人情報保護に関する重要な事項について審査会に諮問することはできると考えられる（施行条例及び審査会条例にその旨規定する。）。」という表現が良いと考える。

10(2)ウの「多々ある」という表現は少し気になる。

次回は、12月2日（金）午後1時30分から審議を行う。